

# 東京都重症心身障害児在宅療育 支援事業について

医療社会事業説明会資料  
平成22年6月2日(水)

障害者施策推進部居住支援課

# 重症心身障害児とは

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある児童。重症心身障害児が成人した者を含めて重症心身障害児(者)という。

重症心身障害児(者)の判定には、一般に大島分類が用いられ、大島分類の1から4までの状態に該当する者を重症心身障害児(者)という。

大島分類

21	22	23	24	25
20	13	14	15	16
19	12	7	8	9
18	11	6	3	4
17	10	5	2	1
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり

IQ(参考)

70	境界
50	4度
35	3度
20	2度
	1度

知的障害(愛の手帳)判定基準

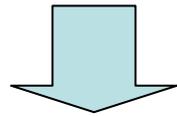
(参考)

5級	4級	3級	2級	1級
----	----	----	----	----

身体障害者障害程度等級表

# 事業創設の背景

- 0～6歳の訪問事業利用者が増加
- 訪問事業利用者の重症化傾向、医療ニーズの増加
- NICU長期入院児の退院支援等に対する役割の期待



・NICU等の重症心身障害児に対する在宅療育移行支援の強化

・訪問看護人材の育成

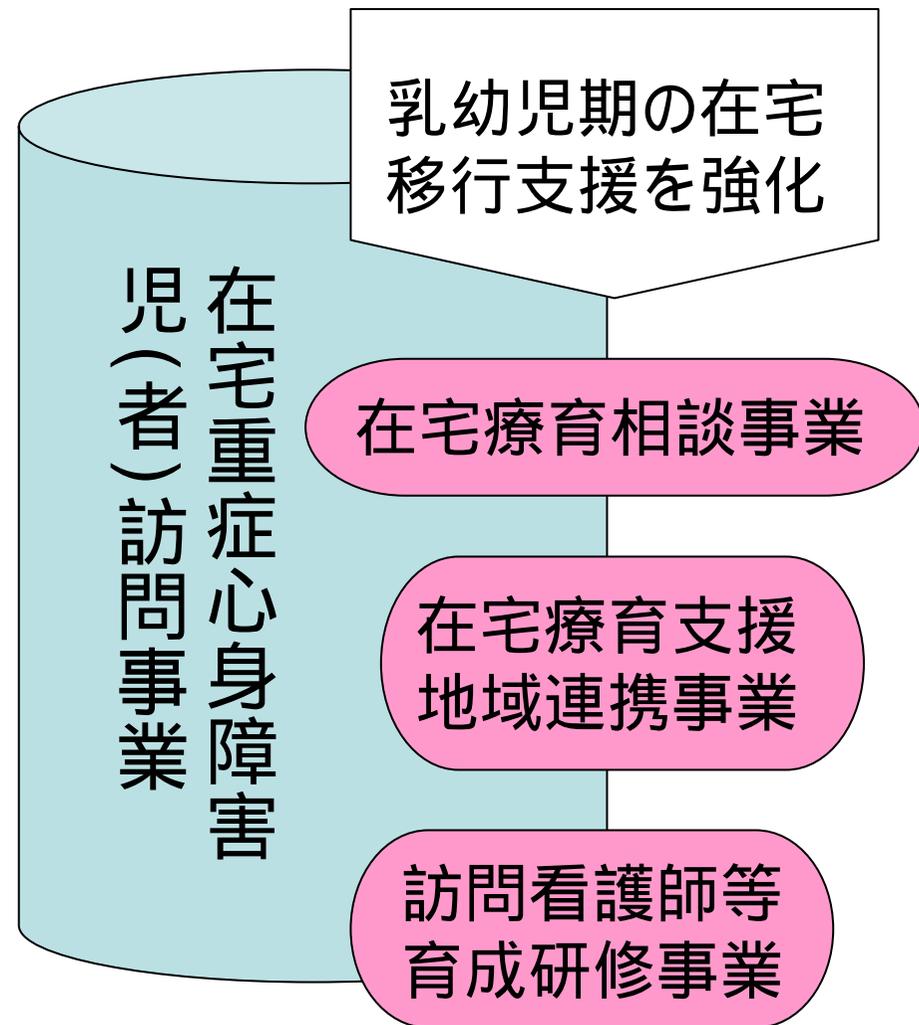
・地域療育資源の育成

乳幼児期の  
支援の強化

# 重症心身障害児在宅療育支援事業の概要

重症心身障害児(者)の在宅療育支援と乳幼児期にある重症心身障害児の在宅移行を支援する事業です。

従来の訪問事業を柱とし、療育相談支援、地域との連携、訪問看護従事者育成などを新たに事業化しました。



# 事業内容

在宅重症心身障害児  
(者)訪問事業

訪問看護、訪問健診の実施

在宅療育相談事業

各訪問看護事業部に在宅療育相談支援員  
を配置

NICU等からの在宅移行を早期より支援する  
ため、医療機関や地域関係機関間のコー  
ディネートや相談を実施

訪問看護師等育成研  
修事業

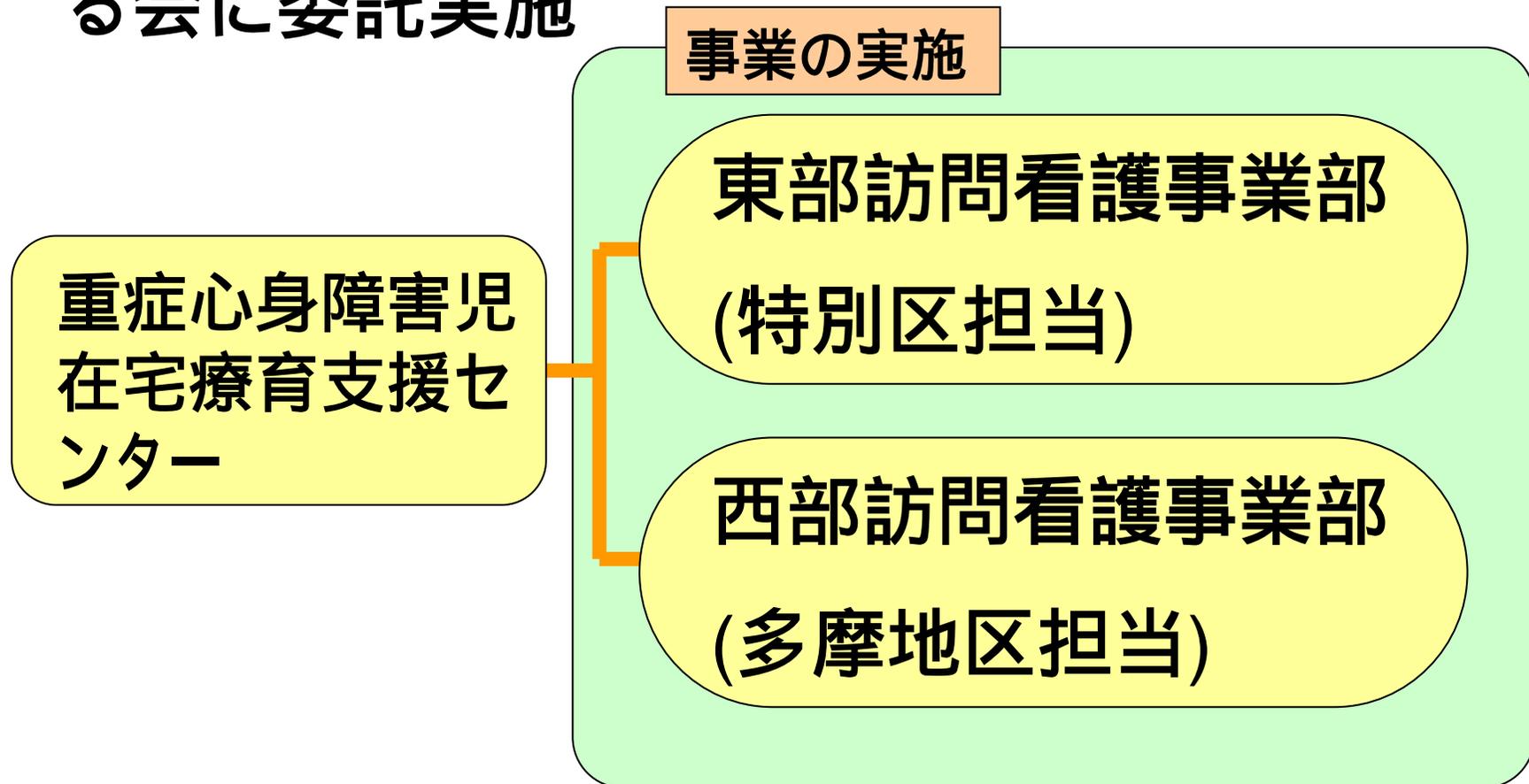
訪問看護ステーション等、重症心身障害児の  
訪問に応じられる看護人材を育成。研修会  
及び訪問実習等の実施

在宅療育支援地域連  
携事業

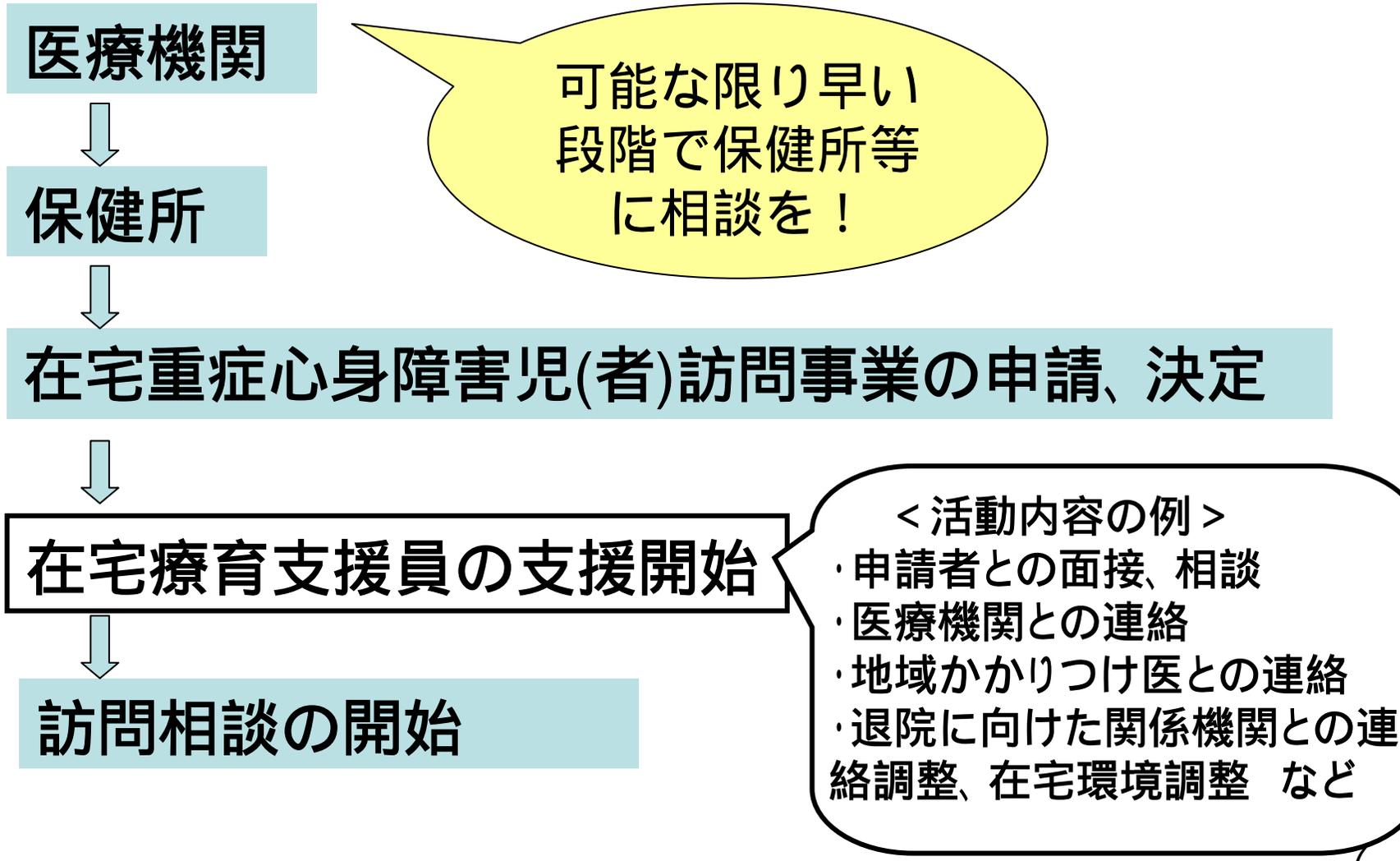
保健所や医療機関等の地域関係機関と訪  
問看護事業部の連携のため、地区ブロック  
毎に地域連携会議を開催

# 実施体制

- 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会に委託実施



# 在宅療育相談支援の進め方



# 在宅療育支援地域連携事業

在宅支援にかかわる保健所や医療機関など、関係機関の連携を図るため、地域ごとに、連携会議を開催していきます。

特別区

3ブロックに分けて開催

多摩地区

保健所ごとに開催

各訪問看護事業部が主催